


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	内藤 峰雄		
件名	東大和市都市マスタープラン（改定案）について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1 要旨					
<p>平成1・2年に策定した、市の都市計画の基本的な方針を示す現行の東大和市都市マスタープランの改定作業を、平成25・26年度の2か年にわたり進めてきたが、改定案を取りまとめたため、市議会全員協議会において説明するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画や住宅マスタープラン等が改正されており、整合を図った。 ・東日本大震災を踏まえ、将来像に「あんしん＝安全でやさしい都市」のキーワードを加え、防災・減災だけでなく、事前復興へ向けた取組みについて記述した。 ・多摩湖や狭山丘陵のみならず、戦災遺跡である旧日立航空機変電所といった歴史的な資源を活用する等、「にぎわいと交流のある観光・レクリエーション都市づくり」の項目を設けた。 ・桜が丘地域に3市共同資源物処理施設、総合福祉センター及び給食センターの建設を位置付けた。 <p>(2) 計画期間 平成27年度～平成36年度の10年間</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新たな社会的課題や市を取り巻く社会情勢の変化、街づくりの進展を踏まえて、都市の将来像を明確にするとともに、掲げた方針の実現に向けた取組みの推進を図ることができる。</p>					
2 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年8月 市民意識調査を実施 ・庁内検討委員会・改定懇談会 各6回開催 ・市内8地域に分けた地域別懇談会 各3回開催 ・平成26年12月 市民意見募集・東京都に意見照会 ・都市計画審議会に経過報告3回、平成27年2月に諮問・答申 					
3 留意事項（問題点等）					
<p>都市マスタープランに掲げた方針の実現に向けた取組みを着実に推進していくため、市民や職員への周知と理解を図り、関係部署と連携し、適切な進行管理に努める必要がある。</p>					
4 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、3月18日開催の全員協議会で説明したい。</p>					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。